

# 山形歯科専門学校修学支援規程

平成30年4月1日 制定

## (目 的)

第1条 この規程は、山形歯科専門学校（以下「本校」とする。）に入学する者並びに在籍する者に対し、学業の達成と学生生活の充実に向けた経済支援事業を推進することにより、主に山形県内を中心として、地域歯科医療の一翼を担う前途有為な歯科衛生士の育成に資することを目的とする。

## (対 象)

第2条 入学試験等成績の上位者、並びに在学成績の上位者で人物や行動が他の模範となる者について支援を行い、学業を奨励し学生生活のさらなる充実を図る。

2 在学中で家庭の経済状況等により修学困難な者について支援を行い、学業継続にかかる経済の安定を扶ける。

## (制度の種類)

第3条 上記第2条第1項については、本校特待生制度とし、詳細は別（「特待生制度細則」）に定める。

2 同条第2項については、本校奨学生制度とし、詳細は別（「山形歯科専門学校奨学基金規程」「奨学生制度細則」並びに「奨学生審査規則」）に定める。

## (運 用)

第4条 対象学生の選抜等、各制度の運用にあたっては、原則として本校教育運営委員会の議を経て校長が山形県歯科医師会（以下「本会」とする。）理事会に提案し、承認を得るものとする。

## (改 廃)

第5条 この規程の改廃は、本校教育運営委員会の議を経て校長が本会理事会に提案し、承認を得て決定するものとする。

## (雑 則)

第6条 この規程に定められていない事項については、本校教育運営委員会の議を経て本会理事会において決定する。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

# 特待生制度細則

平成30年4月1日 制 定

令和5年2月8日 一部改正

## (目 的)

第1条 この細則は、山形歯科専門学校（以下「本校」とする。）に入学する者、及び在籍している者のうち、高等学校長推薦の入学試験及び入学者特待生選抜試験の総合成績上位者、及び在籍学年の総合成績上位者で人物や行動がともに他の模範となる者について、それぞれ特待生等と認定して経済的な支援を行う本校特待生制度の詳細を定める。

## (資 金)

第2条 本制度は一般社団法人山形県歯科医師会（以下「本会」とする。） 歯科専門学校事業会計の収支によるものとする。

## (種類と人数)

第3条 特待生等の種類と対象となる人数は次のとおりとする。

2 入学生（1年）は、高等学校長推薦入学試験の合格者のうち下記に示す人数について、同入学試験と入学者特待生選抜試験の総合成績により特待生等として選抜し、以下の通り入学金を免除する。（「特待生制度Ⅰ」）

- |               |        |      |
|---------------|--------|------|
| (1) 特待生A（1名）  | 入学金の全額 | 30万円 |
| (2) 特待生B（4名）  | 入学金の半額 | 15万円 |
| (3) 奨励生（1～5名） | 入学金の一部 | 8万円  |

3 在學生（2・3年）は、前年度の学年総合成績が優れ、かつ人物や行動が他の模範となる者のうち下記に示す人数について各学年毎に特待生等として選抜し、以下の通り授業料を免除する。（「特待生制度Ⅱ」）

- |                |        |      |
|----------------|--------|------|
| (1) 特待生A（1名）   | 授業料の半額 | 20万円 |
| (2) 特待生B（5～6名） | 授業料の一部 | 10万円 |
| (3) 奨励生（1～5名）  | 授業料の一部 | 5万円  |

4 上記3の特待生等のうち、文部科学省「高等教育の修学支援新制度」の該当する者として認定を受けた場合は、特例として、授業料の免除を実習費に代替し同額の納付金免除を行うことができる。

## (選 考)

第4条 第2条第2項及び同3項の各特待生等は、本校教育運営委員会が選考を行い、校長が本会理事会に提案し、承認を受けて決定する。

## (発表と手続き)

第5条 特待生等の発表は、決定後に本人と保護者に対する決定通知書の交付を以て行う。

2 本人と保護者は「受諾書」を提出するものとし、学校はそれを受領したあとに減免の手続きを行う。

(期 間)

第6条 各学年ともに、特待生等としての対象期間は当該年度のみとする。

(責 務)

第7条 特待生等は、学業に励み学生としての品位を保たなければならない。

(取 消)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、特待生等の資格を取り消すことができる。

(1) 学籍を失った場合

(2) 休学の事由が不相当と判断された場合

(3) 学則違反があった場合

(4) その他本校特待生等としてふさわしくない行為等があった場合

2 前項の取消に関わる案は、本校教務が作成し同教育運営委員会の議を経て校長が本会理事會に提案し、承認を受けて決定する。

なお、取消後直ちに特典は失われるが、減免停止等の対応は個別に審議する。

3 第1項第2号から第4号までについて審議するにあたり、必要があると認めた場合は、本人の申し出があれば本人の意見を聴取しなければならない。

(併 用)

第9条 本制度は、外部の奨学金等制度が併用を禁止していない限り併用することができる。

ただし、原則として本校奨学生制度と併用することはできない。

(改 廃)

第10条 この細則の改廃は、本校教育運営委員会の議を経て校長が本会理事會に提案し、承認を得て決定するものとする。

(雑 則)

第11条 この細則に定められていない事項については、本校教育運営委員会の議を経て本会理事會において決定する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、令和5年2月8日一部改正同日から施行する。

# 奨学生制度細則

(平成30年4月1日制定)

(目 的)

第1条 この細則は、山形歯科専門学校（以下「本校」とする。）に在籍し、家庭の経済状況等により修学困難な学生について、年度当初に本人及び保護者の申請を受け、奨学生と認定して奨学金を給付し学業継続の支援を行う、本校奨学生制度の詳細を定める。

(資 金)

第2条 本制度は「山形歯科専門学校奨学基金」を資金とする。

2 「同基金」の詳細は、別（「山形歯科専門学校奨学基金規定」）に定める。

(給 付)

第3条 奨学金の給付については次のとおりとする。

(1) 金 額 年間18万円

(2) 人 数 最大10名

(資 格)

第4条 奨学金は、本校に在籍し次の各号全てに該当する者を給付の対象とする。

(1) 経済的支援を必要とすること。

(2) 学業成績が優秀であること。

(3) 心身の健康状況が良好であること。

(4) 卒業後すぐに、山形県歯科医師会（以下「本会」とする。）会員の歯科医療機関に歯科衛生士として就業し、少なくとも3年間以上の勤務を確約できること。

2 上記第1号及び第2号の詳細については、別（「奨学生審査規則」）に定める。

(申 請)

第5条 奨学金の給付を希望する者は、次に掲げる書類を当該年度の所定の期日まで提出しなければならない。

(1) 奨学生申請書

(2) 前年度成績証明書（1学年在籍者は最終出身校の成績証明書）

(3) 健康診断書（初回申請時のみ 本校様式）

(4) 所得証明書等必要書類

2 年度途中において家庭の経済状況に急変が生じた場合は別途審議する。

(選 考)

第6条 本校教育運営委員会による書類審査と選考会議を経て、校長が本会理事会に提案し、承認を得て決定する。

(期 間)

第7条 各学年ともに、奨学生としての対象期間は原則として当該年度のみとするが、希望を継続する者は次年度に再申請できるものとする。

(責 務)

第8条 奨学生は、学業に励み学生としての品位を保たなければならない。

(取 消)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を取り消すことができる。

(1) 学籍を失った場合

(2) 休学の事由が不相当と判断された場合

(3) 学則違反があり、懲戒処分等を受けた場合

(4) その他本校奨学生として不適切な行為等があった場合

2 前項の取消に関わる案は校内事務局が作成し、本校教育運営委員会の議を経て校長が提案し本会理事会の承認を得る。なお、取消後直ちにその特典は失われるが、給付された奨学金の返還義務等の具体的な対応は個別に審議する。

(併 用)

第10条 本制度は、外部の奨学金制度が併用を禁止していない限り併用することができる。

ただし、原則として本校特待生制度と併用することはできない。

(改 廃)

第11条 この細則の改廃は、本校教育運営委員会の議を経て校長が提案し、本会理事会の承認を得て決定するものとする。

(雑 則)

第12条 この細則に定められていない事項については、本校教育運営委員会の議を経て本会理事会において決定する。

## 附 則

この細則は、平成30年4月1日より施行する。